

R. I. District 2610. ROTARY CLUB OF UOZU

魚津ロータリークラブ 会報誌

2012-2013年度 RI会長 田中 作次
2012-2013年度 魚津RC会長 野澤 良成



第2840回 例会報告

2012年9月21日

点鐘・握手

ロータリーソング「我等の生業」

ゲスト並びにビジターの紹介 なし

誕生祝

9月24日 平崎君

1941年9月24日生まれで71歳になります。

人生を25年単位で四つに分けて、最初の25年間は幼年期、次の25年間は少年期、次の25年間は青年期、次の25年間は壮年期、残り100歳を過ぎれば付け足して老年期という捉え方をしています。

幼年期は周りに世話になっている。少年期は自分の意思で方向を決めていく。青年期は周りの人を引っ張っていく年代。壮年期はいよいよ世の中に恩返しする時代だと思っています。このようにやってきたわけではありませんが、健康年齢だけは気力でカバーできると考えています。健康年齢だけは少なくともクリアしていきたい。体力年齢が49歳と出ました。元気にやらさせていただきます。

ポール・ハリス・フェロー認証状及びバッジの伝達

若井君

ロータリーに入会して14年。やっとあたりました。社会情勢のお蔭です。もう1~2回頂けるよう頑張ります。

会長挨拶

朝晩、めっきり涼しくなってきました。平崎さん、誕生日おめでとうございます。健康年齢はお酒で調整すればバンバンだと思っています。

先ず、皆様にお詫びしなければならないのは16日(日)の早朝例会としてご案内していましたが、海の駅での朝市の開催が〇〇魚津等の関係で行えなかったという事で延期する事になってしまい申し訳なく思っています。

ゴルフは予定通り行いました。秋晴れの下、芝のコンディションも良く、和やかな雰囲気の中で、10人参加の親睦ゴルフ大会でありました。スコアにつきましては、上手な人は日頃の実力を発揮され、そうでない方も十分に汗をかいて楽しんでいただけたと思います。反省会は、万両さんでお世話になり、花咲ガニやアメリカの軍隊のハムの差しいれ等があり、懇親会も盛り上がりました。

又、9月13日、大村社会奉仕委員長のもと、地球環境委員会とインターアクト委員会の委員も参加して頂きました。今年度の目標と計画の確認後、懇親も深めた8名参加の良い委員会でした。この後、クラブ奉仕も予定されていますので、他の委員会の開催の段取りもよろしく願いいたします。

さて、地区の一番大きな行事である地区大会の二日目の11月11日(日)に、伊那食品の塚越さんの講演があります。個人的に5、6年前に伊那食品の会社見学に行ってきました。初代の会長と二代目の話の重みが違うような気がしました。大勢の皆さんと参加したいと思っていますのでよろしく願いいたします。

幹事報告

- ・ガバナー事務所より インターアクト海外研修報告 入会案内用資料
- ・金沢東RCより 活動計画書 週報
- ・魚津市交通センターより 「秋の交通安全運動」 出発式への参加について

- ・ 9月例会案内 前回と同一に付き 略
- ・ 9月 SAA 補助 前回と同一に付き 略

出席報告 羽田出席副委員長

本日の出席者 31名 出席率83.78% 欠席者 6名
 メークアップ済み 愛宕さん 山澤さん 宮本さん
 2838回のメークアップ 中島さん
 2838回の修正出席率 81.08% →83.78%

ニコボックスの報告 辻英晴ニコボックス委員長

- ・ 野澤さん→社会奉仕委員会の開催ご苦労さまでした。親睦委員会の活動の一つでゴルフお疲れ様でした。中田委員長、ありがとうございました。

委員会報告

職業奉仕委員会 清水委員長 坪野さん 企業訪問について

9月28日

12:30~12:55 例会 (アンテロープ 研修室)

13:05~13:30 今年度運転開始100年を迎えた北陸電力片貝第一発電所見学

クラブ奉仕委員会 若井委員長 委員会開催について

9月27日 18:30~ 万両

職業奉仕委員会 清水委員長 模範従業員の表彰について

現在2名の推薦あり 9月24日(月) 締切り

本日の卓話

「島って何」 金山君

ひと口に島と言っても大小さまざまで、同じ大きさでも島と言ったり岩だと言ったりしますが、基準はあります。世界的には、国連海洋法によって「自然にできた陸地・水に囲まれている・高潮時に水没しない」という3条件を満たすものを「島」と定義しています。「水没しない」との条件があるために、日本最南端の沖の鳥島は周囲11kmですが、満潮時には4.5畳しか顔を出さないため国が必死になって護岸しています。

定義を基に、オーストラリア大陸以上の面積を持つ陸地は大陸と呼び、それ以下で四方を水に囲まれた陸地を島ということになっています。世界で一番大きい島はグリーンランドで、本州は7位です。

国内を基準に考えると、日本は6,852の島できていて、北海道・本州・四国・九州・沖縄本島の5つの島は「本土」として陸地扱い、残りを「離島」としています。島の定義を、海上保安庁は「満潮時の海岸線延長距離が100m以上ある陸地/橋、防波堤のように細長い物でつながっている陸地/埋立地は除外」としています。さらに、国土地理院は、島未満の地形のことを岩礁とし、特に、水中に沈んでいるものを総称して暗礁と言っています。暗礁にも種類があり、引き潮によって顔を出す干出岩、いつも水面すれすれの洗岩、いつも水没している暗岩と使い分けています。

富山県にある島を大きいもの順でベスト3をいうと、氷見市にある県内最大の虻ヶ島、唐島、そして高岡市伏木国分の男岩となります。

虻ヶ島は、面積1350㎡、周囲440mです。北の男島と南の女島があり、かつては干潮時につながっていましたが、現在は完全に分かれて橋が架かっています。有名な信長の能登攻めにも使われた島だと聞いています。

唐島は、氷見漁港の500mほど沖合に浮かんでいて、昭和42年に県の天然記念物に指定されました。面積1266㎡、周囲150m。島内には弁天堂、観音堂などがあり、昔から地元の信仰を集めていた場所でした。

男岩は、岩と名乗っていますが面積1,100㎡、周囲150mあり立派な島です。海上保安庁の「周囲100m以上が島」という定義から言うと、男岩が島で県内一小さな島ということになります。また、男岩の近くには女岩というのがありますが、面積400㎡、周囲80mしかなく、残念ながら島にはなれず文字通りの岩です。

氷見市と石川県七尾市の県境沖には仏島があります。面積約400㎡、周囲約80mしかなく、先ほどの定義では島に数えられない小さな陸地ですが、かつて越中国と能登国と言われていた時代、両者の間で領有を

巡る争いがあったと言われていました。住人が「ほっとけば」と言ったことで「ほっとけ島」となり転じて仏島になったという説が残されています。

島は湖や川の中にもあります。有峰湖には、宝来島という名の島が浮かんでいます。

島とか岩とかの名称は、古くからついていることもあって、定義に従えば矛盾もありますが、あくまで現在の目安であって定義が変われば、島の数も変わるということです。むしろ、島でも岩でも、名称に反映している土地の人々の思いを尊重し、その歴史を知り、小さな陸地といえども関心を持つことが大事だと言えます。

島と名乗っているのに岩礁扱いになってしまうのが朝日町の辺ノ島（へたのしま）・中ノ島・沖ノ島の3島です。地元の人によると、辺ノ島は侵食が激しくて水面に沈んでしまい、岩礁から暗礁になってしまったそうです。

島を大事にして有効利用できるものはしていきたいと身近な所から感じました。

「建物の耐震設計について」 平崎君

本日の卓話は私の仕事と関係深かった地震と建物、とりわけ建物の構造学の関係について述べてみたいと思います。ただし、私は地震については専門外なので、建築学の見地からの話とします。

一ヶ月前位に、防災の日に際し、従来の南海・東南海の巨大地震による被害の見直しが行われました。死亡者323,000人、内280,000人は津波による死者でこれを除くと43,000人が建物の倒壊や転倒物による圧死者の数である。と発表がありました。立場上、建築に携わる一人として気懸かりなことです。

今から6・7年前にマスコミを中心に大きな社会問題として取り上げられた「耐震偽装問題」という言葉を覚えておられると思います。当時、私に卓話の機会を与えていただいた時に建築物の強度について話したことがありますが、今回は建築法規制の変遷とその対応を中心に話を進めたいと思います。

建築の基本は「用・強・美」です。この基本を元に建築物の憲法「建築基準法」が成り立っています。用…快適に暮らせて 強…地震や台風強く 美…美しくなければならない。この基本のうちの強の部分への信頼を大きく揺さぶった問題点でした。

それは建築物の強さ、すなわち建物が外力に対して耐えうる限界「限界耐力計算」これを耐震強度と言いますが、外力とは垂直や水平や斜め方向からの力による破壊、そしてその結果状況「予想損失率」を可能な限りゼロに近づけるべく構造設計すべきなのに、小さな外力でも破壊の状態になってしまうべく建物の構造設計をしてしまったのが問題点でした。

ここで、建築の憲法「建築基準法」で一般的な基準値を規制しないのかの疑問が出ます。それは各建築物は単品生産で、建物形状・松竹梅の建物品質の差異・時期・方位・土地の地形・土地の歴史的形成過程・地層・周囲の環境によって各々違ってくるので同一視し基準値を設定することができないといった問題点があるからです。

ところで建築の憲法「建築基準法」の変遷と大規模な被害を発生させた地震との関連は切っても切れない関係にあります。その概略をお話いたします。

- 1891年 死者7,000人 濃尾地震……建築耐震構造学の作成
- 1919年 建築基準法の前身の市街地建築物法公布
- 1923年 死者10万人 関東大震災
- 1924年 市街地建築物法改正され耐震規定が盛り込まれる
- 1948年 死者3,700人 福井地震 大和デパート崩壊
- 1950年 建築基準法公布
- 1964年 死者26人 新潟地震 この時初めて地盤の液状化を認める
- 1968年 死者52人 十勝沖地震 ビルの被害甚大
- 1971年 建築基準法施行令改正
- 1978年 死者28人 宮城県沖地震 プロティ構造被害甚大
- 1981年 建築基準法施行令大改正 新耐震法で従来から大きく変わる
- 1995年 死者6,400人強 阪神淡路大地震 1981年以前の建物の被害甚大
- 2000年 建築基準法施行令大改正 性能設計法の導入

このように、地震発生時被害によって法律改正がなされてまいりました。

しかるに、法律は常に最低限の性能を規定していることは皆様もご承知のことです。建築基準法もそ

の例外ではありません。然るに、建築に携わる者として、建築の計画段階・図面の作成・許認可制度・施工段階・検査段階・引き取り引渡し段階・出来上がり後の使い始めまで、その「性能・管理・善意の予知能力」が要求され資格検定にも厳しいものがあります。そして各々これらに携わる者にそれなりの自負があります。

しかし、2000年の建築基準法施行令大改正、性能設計法の導入は最悪でした。当時、世間一般の要求であったかもしれないが民営化といった規制緩和による経済構造改革です。極論ですが、また私見ですがこれによって全てタガが外れてしまいました。それは計画段階で法廷闘争回避のための建築主への気遣い・民営化によって一気に5倍にも膨れ上がった許認可者や検査者・機関の乱造・工法の進化に追従できない設計者や構造計算者などである。

今後気懸かりなのは、建築物は剛工法から耐震工法・制震工法・免震工法へと進化してきているが、現状はこれら性能設計法の審査も民営化された建築センターの役割であるが、コスト面や技術面から審査者・機関の対応不足である。ちなみに建築センターとはスーパーゼネコン・大手建築事務所の構造設計者の第二の就職先である。すなわち自作自演が可能な機関である。

規制緩和により、検査する人のレベル、許認可する者のレベルが落ちている中で建物が世の中に出てきそうな状況であります。そういった意味で規制緩和は罪深いものがあるのではないかと思います。社会現象として、また、世の中の求められるものとして理解できますが、建物についての検証が大地震などの機会が来るまで出来ないという事が残念であり、気を付けなければならないという事を皆さんと共有したいと思います。

あとがき

直球と変化球のような卓話でした。会長さん・卓話者から原稿をいただき助かりました。内容の正確を期すため初めて内容の確認をさせていただきました。やはり異なる点、あるものです。